年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

香川国民年金 事案 311

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 39 年3月までの国民年金保険料(納付済みとなっている3か月分を含む。) については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

国民年金制度が始まったころに国民年金の加入手続を行った上、保険料は集金に来てくれていた地区の担当者に預けていた。保険料額等は覚えていないが、保険料を納付する必要があった期間には間違い無く納付していた。

申立期間のうち3か月だけ納付済みとなっていると言われたが、3か月だけ納付したようなことはないので、残りの期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入していた期間は、申立期間を除き付加保険料を含めて保険料をすべて納付しているとともに、第3号被保険者期間及び第1号被保険者期間の切替手続も適切に行っており、60歳を過ぎた後も65歳に到達するまで国民年金に任意加入して、付加保険料を含めて保険料を納付しているなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、特殊台帳の記載から、納付した時期は不明であるものの、申立期間のうち3か月間の国民年金保険料を納付していたことが確認できるところ、申立人は申立期間当初の昭和36年4月から国民年金に任意加入しているとともに、当時申立人が居住していた地区では、集金組織による集金が行われていたことが確認できることを踏まえると、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和43年12月2日から44年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(B事業所の経営母体)における資格取得日に係る記録を43年12月2日、資格喪失日に係る記録を44年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和43年12月から44年3月までの厚生年 金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から44年6月まで

申立期間の年金記録について社会保険事務所(当時)に照会したところ、 厚生年金保険の加入の事実が確認できない旨の回答があった。

昭和43年の7月か8月ころにCのD調理師紹介所からB事業所を紹介され、申立期間は同事業所で調理師として働いていた。

B事業所は厚生年金保険に加入している会社であったと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、B事業所において調理師として勤務していたと主張しているが、オンライン記録において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していたことを確認することはできない。

しかしながら、申立期間当時、「申立人と一緒にB事業所で働いていた。」 と供述している同僚7人のオンライン記録を見ると、A社が厚生年金保険の適 用事業所に該当した昭和43年12月2日に、同社において健康保険厚生年金保 険の被保険者資格を取得していることから、同事業所の従業員は、同社におい て被保険者資格を取得していたものと認められる。

また、申立人は、「B事業所では、昭和43年7月ころから勤務していた。」 と主張しているが、前述のA社が厚生年金保険の適用事業所に該当した同年 12 月 2 日に、同社において健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚の一人は、「私が入社した時に、申立人は既に勤務していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間当時、入社時期は特定できないものの、少なくとも同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した同年 12 月 2 日以前から B 事業所において調理師として勤務していたことが認められる。

さらに、申立人は、B事業所の退職時期について、「退職日について具体的な記憶は無いが、少なくとも1年間は勤務していたので、昭和44年6月までは働いていたと思う。」と主張しているところ、申立人から仕事の引き継ぎを受けたと供述している同僚は、「私は44年4月1日に入社したが、引き継ぎのため1日だけ申立人と一緒に仕事をしたので、申立人は3月末日で退職したと思う。」と供述している上、他の同僚も、「申立期間当時、B事業所では、調理師は誰かが退職したら代わりの調理師を雇っていた。私も入社した時、退職する調理師から1日だけ引き継ぎを受けた。」と供述していることから判断すると、申立人は44年3月31日まで勤務していたと判断することが妥当である。

加えて、申立人の上司であったと供述している同僚は、「私は昭和 38 年 10 月から調理師として働き始めたが、当初、厚生年金保険や健康保険には加入していなかった。その後、病気になった時、健康保険証が無かったため、社長に従業員を社会保険に加入させるよう掛け合った記憶がある。」と供述している上、A社のオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した43年12月2日付けで調理師を含む従業員48人が被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人及び同僚の供述から、申立期間当時、B事業所では常に10人前後の調理師が勤務していたものと推認できるところ、前述の申立人の上司であったと供述している同僚は、「私も同事業所で調理師として働いていた。申立人は、調理師紹介所から紹介された調理師であり、ほかの調理師に厚生年金保険の記録があるのに、申立人が同保険の被保険者となっていない理由が無い。」と供述している上、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時、調理師であったと推認できる同僚11人全員が、厚生年金保険の被保険者であることが確認できる。

これらを併せて判断すると、申立人は、昭和43年12月2日から44年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと判断することが妥当である。

また、昭和43年12月から44年3月までの期間の標準報酬月額は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名の確認できる同僚のうち、申立人と同年代で、かつ、申立人と同じ調理師として働いていたと供述している同僚の資格取得時の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

の事業主は亡くなっており、B事業所も廃業していることから申立期間当時の厚生年金保険の取扱いに関する供述や関連資料を得ることができないが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険適用事業所に該当した昭和43年12月2日から申立期間後の44年10月1日までの期間に申立人の氏名は無く、健康保険番号にも欠番が無いことから社会保険事務所(当時)において申立人の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されるものと思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る43年12月から44年3月までの厚生年金保険料の告知を行っておらず、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和43年7月からA社が厚生年金保険の適用事業所に該当した同年12月2日までの期間及び44年4月1日から同年6月までの期間について、同社は法人登記簿上、閉鎖されてはいないが、所在不明であり、事業主は既に死亡し、同社との間で事務委託契約をしていた社会保険労務士事務所にも申立期間当時の関連資料は残されていないことから、当該期間の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いに関する供述及び関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における、申立てに係る事実及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和43年7月から同年12月2日までの期間及び44年4月1日から同年6月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和43年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月16日から同年8月1日まで

オンライン記録では、昭和43年7月16日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が抜けているが、私は、同年7月15日付けの辞令で、A社B支店から本社へ転勤しており、同社には継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人及びA社から提出された申立人の社員名簿から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和43年7月16日にA社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和43年8月の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間当時の関連資料が残っていないことから不明である。」 と供述しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が 無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C営業所における資格取得日に係る記録を昭和26年8月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

昭和23年3月15日にA社に入社し、平成2年7月20日まで継続して勤務していた。申立期間における厚生年金保険への加入記録が無いが、昭和26年8月15日に同社C営業所へ転勤しているため、同営業所における厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社から提出された退職者一覧台帳及び福祉年金 受給申込書並びに同社健康保険組合から提出された健康保険資格喪失証明書 から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和26年8月15日にA社 D工場から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D工場における資格喪失時及び同社C営業所における資格取得時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主 が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時) に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成7年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成5年4月1日からA事業所で勤務していたが、7年4月1日付けで、B事業所が運営するC事業所に異動したことに伴いD共済に加入したものの、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年3月31日とされていることを最近知った。

しかしながら、同じ敷地内にあったA事業所とC事業所の間では、毎年4月1日付けで職員が相互に異動することが恒常的に行われており、私も平成7年4月1日付けでC事業所に異動するまでA事業所に継続して勤務していたことから、厚生年金保険に同年4月1日まで加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の代表役員及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がB事業所の運営するC事業所に異動するまでA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成元年5月1日から21年4月1日までの期間に、A事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に、E共済事業団が管掌するD共済に加入した者は申立人を含み20人が確認でき、このうち18人は4月1日付けで同資格を喪失しているものの、申立人と同じく7年4月1日に同事業所からC事業所に異動したと供述している同僚と申立人の2人は、同年3月31日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A事業所の代表役員は、申立人の平成7年3月の厚生年金保険料を 給与から控除し、厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年4月1日として社会 保険事務所(当時)に届け出なければならないところ、同園の事務処理上の誤 りにより、同年3月31日として届け出たことを認めている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成 7年2月の社会保険庁(当時)の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理の誤りにより平成7年3月31日を資格喪失日とする届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立 期間の標準賞与額に係る記録を100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月28日

社会保険事務所(当時)から送られてきたねんきん定期便の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況について確認したところ、A事業所での平成 17年7月における標準賞与額が 10万円とされていた。

当該期間について私は100万円の賞与をもらっており、100万円の賞与に 見合う保険料を控除されていたはずであるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所が作成した申立人に係る平成17年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿に記載された賞与の総支給金額及び社会保険料等控除後の金額から、申立人に支給された夏期賞与の総支給金額が100万円であり、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる上、同時に提出された同年7月の家計簿に記載されている賞与の金額及び社会保険料等控除後の所得と思われる金額についても、給与所得に対する所得税源泉徴収簿に記載されている金額とそれぞれ一致していることから、申立人が、申立期間において、同社から100万円の賞与が支給され、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、記載誤りにより賞与額を10万円とする届出を行ったことを認めており、 また、申立期間に係る標準賞与額決定通知書においても、標準賞与額が10万 円とされていることから、事業主が賞与額を 10 万円として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成17年7月15日を13万1,000円、同年12月15日を12万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日

② 平成17年12月15日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、 その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控 除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賞与支給明細書の保険料控除額により、平成17年7月15日を13万1,000円、同年12月15日を12万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることか ら、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基 づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保 険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成17年7月15日を23万3,000円、同年12月15日を22万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日

② 平成17年12月15日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、 その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控 除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賞与支給明細書の保険料控除額により、平成17年7月15日を23万3,000円、同年12月15日を22万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることか ら、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基 づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保 険料を納付する義務を履行していないと認められる。

香川国民年金 事案 310

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 9 月から 14 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月から14年6月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について未加 入であるとの回答を受けたが、納得できない。

平成13年8月末に勤務していた事業所を退職し、同年9月中にはA市役所で国民年金被保険者資格の種別変更をした。その後、納付書が送られてきたが、1度目の納付書は無視し、14年7月に結婚し転居することが決まった同年4月から転居前の同年6月までの間くらいに2度目に送られてきた納付書でこれまでの身辺整理のような形で市民税や国民年金保険料を納付した。

納付金額は12万円くらいで、A市役所の会計課窓口の一番左の席の人が 市役所に一緒に行った母親の同級生であり、その人に一括で現金で納付し たこと、その際、領収書をもらえなかったが、帰りに母親と、「納付はし たのだから大丈夫だよね。」と話したことを覚えている。

その後も、納付の督促等は受け取っていないことから、この納付した記憶に間違いはないはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に係る納付書が送付されたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人について、平成13年11月26日に第1号・第3号被保険者取得勧奨に係る勧奨関連一覧が作成され、B市C区役所に送付されていることが確認できるものの、申立人は、同年9月1日にA市に転居していたことから、申立人には第1号・第3号被保険者取得勧奨が送達されなかったものと推認できるとともに、申立人は、当該時点まで国民年金の加入手続を取っていなかったものと考えられる上、申立期間中に加入

手続がとられた形跡も確認できないことから、国民年金に未加入である申立人に対し、申立期間中に納付書が発行されることは考え難い。

また、申立人は、平成14年6月6日に市民税を納付したのと前後して申立期間に係る国民年金保険料を一括してA市役所会計課の窓口で納付したと主張しているところ、この時点では、13年9月から14年3月までの期間の保険料は過年度保険料となり、市町村窓口で納付することはできない上、申立期間のうち14年4月から同年7月までの保険料についても、同年4月から保険料の徴収事務が国に移管したため、市町村窓口で納付することはできない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、預金通帳、確定申告書等)も無く、申立人が記憶する窓 口担当者について、申立人の母親と同級生と考えられる者が会計課窓口を担 当していた形跡はうかがえないなど、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から31年5月3日まで 厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、 加入記録が無い旨の回答をもらったが納得できない。

私は、昭和30年5月からA社で継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録では、A社において、昭和31年5月3日から同年8月1日までの期間、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、申立人は、「同社では、1年ぐらい勤務していた。」と主張しており、一方、Bが保存している同社代表取締役が作成した46年2月16日付けの在籍証明書には、申立人は、29年3月5日から30年5月10日まで同社に在籍していたことになっている。

しかしながら、前述の在籍証明書は、申立人がA社において勤務していたと主張する期間及び同社で申立人の被保険者記録が確認できる期間と異なっている上、同社の現在の事業主は、在籍証明書作成の経緯及び在籍を証明している期間について不明と供述し、申立人も入社した時期についての具体的な記憶は無い。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、 氏名が確認できる同僚8人のうち、事務担当者であったと供述している同僚 は、「申立人のことは覚えていない。」と供述している上、ほかの同僚7人 は、連絡先不明又は既に亡くなっていることから、申立人の同社における入 社時期及び申立期間における勤務実態についての供述を得ることができない。 さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間後 に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私が入社したころは見習期間があり、厚生年金保険に加入したのは、入社して6か月後に正規社員となってからである。」と供述し、同社の現在の事業主は、「以前は、社会保険の加入については手取りが減るからといって、入るのを嫌がった人が多く、加入するかどうかは本人が決めていた。」と供述しているところ、同名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和29年6月1日から申立期間後の31年9月28日までの期間に、申立人が申立期間当時の同僚だったと供述している12人のうち4人の氏名が確認できない上、29年6月1日から申立人が同社において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる31年5月3日までの期間に申立人の氏名は無く、健康保険番号の欠番も無い。

加えて、A社の現在の事業主は、「当社に残っていた昭和31年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届には、同年5月から同年7月までの期間の申立人の記録が確認できるが、同算定基礎届以外に申立人に係る資料は残っていない。」と供述しており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立期間における申立人の勤務実態に係る関連資料及び供述を得ることができない上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月15日から26年6月8日まで 年金記録確認のため、社会保険事務所(当時)で期間照会をした際に、 A社B工場に勤務した期間の厚生年金保険は、既に脱退手当金として支給 されていると言われたが、脱退手当金を受け取った記憶は無く、制度も知 らなかったので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「退職者(特に女性)及び再就職の意志の無い者については脱退手当金について説明の上、脱退手当金の受給を希望する者については、事業所が代理請求をしていた。」と供述している上、申立期間当時は、通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和26年8月13日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から47年2月1日まで

A社に最初に入社したのは、昭和39年8月ころで、3年程勤めた後独立し、その後同社に再度勤務した。

A社に再度勤務した期間は、給与支給明細書に家族手当が付いていることから、長男が生まれた後の昭和 46 年 3 月から 47 年 1 月までの期間のうちの数か月だと思うが、当該明細書では厚生年金保険料が控除されているので、同社に再度勤務した期間については、厚生年金保険に加入しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

同僚二人の供述から、申立人がA社に再度勤務した時期は昭和42年4月ころから46年3月ころまでの期間内と考えられるほか、申立期間における申立人の雇用保険の記録が確認できないことから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できない。

また、オンライン記録によれば、申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人の同僚であり、後の同社の代表取締役とその弟が、「申立期間は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前であり、従業員全員が国民年金に加入していた。」旨供述をしている上、オンライン記録により、申立人には、申立期間を含む昭和 40 年5月から 47 年1月までの国民年金保険料の納付実績が確認できる。

さらに、申立人から提出された給与支給明細書には、給与支給期間が記載されておらず、当該明細書が申立期間当時のものかどうか判別できないが、 当該明細書の各種保険料を分析した結果、健康保険料が 8,000 円、厚生年金 保険料が 9,100 円、雇用保険料が 1,030 円及び所得税が 2,240 円となるのは、 昭和53年2月から同年12月までの期間の各種保険料率等により算定した場合であることなどから、当該明細書は申立期間後の同期間のものと考えられる。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主及び経理担当者も死亡していることから、申立期間当時の事情が確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。